

アートメイクアーティストの養成講座 の契約に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成24年2月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、東京都は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、東京都消費生活総合センター等の都の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、知事は、消費生活相談として処理するのとは別に、委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は、付託を受けた案件について、あっせんや調停等により紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この紛争を解決するにあたっての委員会の考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成23年4月26日に知事が委員会へ紛争処理を付託した「アートメイクアーティストの養成講座の契約に係る紛争」について、平成24年2月16日に委員会から、審議の経過と結果について知事へ報告されたものを、関係機関の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

平成24年2月

東京都生活文化局

目 次

第 1	紛争案件の当事者	1
第 2	紛争案件の概要	1
第 3	当事者の主張	2
1	申立人の主張	2
2	相手方の主張	2
第 4	委員会の処理	2
1	処理の経過と結果	2
2	申立人からの事情聴取	4
3	相手方からの事情聴取	4
4	クレジットカード会社 A からの事情聴取	4
5	クレジットカード会社 B からの事情聴取	4
6	合意書	4
7	確認書	4
第 5	報告にあたってのコメント	5
1	アートメイクアーティスト 養成講座受講契約の効力について	5
2	あっせん案の考え方	8
3	本件紛争でのクレジットの問題点	9
4	同種・類似被害の再発防止に向けて	1 9
資 料		
1	「アートメイクアーティストの 養成講座の契約に係る紛争案件」処理経緯	2 3
2	申立人からの事情聴取	2 5
3	相手方からの事情聴取	2 6
4	クレジットカード会社 A からの事情聴取	2 7
5	クレジットカード会社 B からの事情聴取	2 8
6	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	2 9

第1 紛争案件の当事者

- 申立人（消費者） 1名（30歳代女性）
相手方（事業者） 1社（アートメイクスクール・アートメイクサロン）
関係人（事業者） 1社（クレジットカード会社A）
申立人のクレジットカードの発行会社（イシューア）
1社（クレジットカード会社B）
相手方と加盟店契約を締結していたクレジットカード会社（アクワイアラー）

第2 紛争案件の概要

申立人の主張による紛争案件の概要は、次のとおりである。

申立人は女性雑誌を見て相手方を知りアートメイク¹に強い興味を持ち、平成22年3月上旬、甲区にある相手方のアートメイクスクールを訪ねて話を聞いた。

相手方からは、講座の受講料が58万円であること、短期間でプロの技がマスターできて独立開業もできること、提携サロンにてベッドを貸出しするので独立開業のための費用もすぐに貯まり受講料もすぐに取り返せることなど、説明を受けた。

申立人は話を聞いた日に入学を決意し、講座の受講料はクレジットカードで支払うことを約束した。入学願書とスクール同意書は、後日、コンビニエンスストアからFAXした。

3月中旬から4月下旬にかけて授業は3回行われ、内容は、理論・実技・筆記試験であった。最後の授業の際に筆記試験があり、申立人は試験に合格し講座は終了した。

講座終了後、就職先を探して数社に電話をしたが、講習や実技の時間が足りないことが理由で全て不採用であった。相手方に相談したが、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使ってお客さんを探せばよいと言われた。また、独立開業のために必要なものとして、アートメイクに使う材料の追加購入を勧められ、その代金、約4万2千円をクレジットカードで支払った。

申立人は、クレジットカード会社Aからの請求もあり、短期間でプロの技がマスターできて独立開業もできるとした当初の説明と違うとして相手方に対し契約の取消しを求めたが、相手方がこれを拒んだことから紛争になった。

アートメイクをするには医師免許が必要であることは、講座が終了してから約1箇月後、消費生活総合センターで新聞記事を見て知った。²

¹ アートメイクとは、人の皮膚に針を用いて色素を注入する行為を施すことにより、化粧をしなくても皮膚、眉、唇等の色合いを外見上美しく見せようとするものである。また、あざやしみ等皮膚の病変を目立ちづらくしようとするものである。

² 厚生労働省の通知（平成13年11月8日付医政医発第105号）では、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」は、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。」としている。

第3 当事者の主張

1 申立人の主張

短期間でプロの技がマスターできて、独立開業もできるとした当初の説明と異なるので、契約の取消しを求める。受講料等は支払いたくない。

申立人は、クレジットカード会社Aに対し、この取引がアートメイクスクールの受講契約及びそれに関連する部材の購入契約であること、医師の資格のない者が行うアートメイクは公序良俗に反する取引であること等が認識できる申出書を提出した。

これを受けて、クレジットカード会社Aは、申立人への請求を保留した。

2 相手方の主張

教材及び資料を全て返品されても使用済である。時間をかけてノウハウはすべて提供しているので、返金には応じられない。

第4 委員会の処理

1 処理の経過と結果

本件は、平成23年4月26日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長より、あっせん・調停部会（以下「部会」という。）に処理が委ねられた。

部会は、平成23年5月20日の第1回から平成23年12月13日までの11回にわたって開催された。

第1回部会では、紛争内容の確認を行うとともに、紛争の処理方針について検討した。

また、申立人から、講座を受講した経緯、勧誘時及び契約時の状況、講座内容及び講座終了後の状況、希望する解決内容等について事情聴取を行った。

第2回部会では、クレジットカード会社Aから、クレジットの仕組み、本件紛争にかかる債権及び債務関係等について事情聴取を行った。

また、クレジットカード会社Bが文書での調査協力を希望したことから、文書での事情照会を行うことを決定した。

第3回部会では、相手方から事情聴取を行う予定であったが、部会前日に連絡があり、当日部会を欠席したため、今後の進め方について協議した。

また、クレジットカード会社Bから提出された文書について検討を行った。

その結果、クレジットカード会社Bに対して部会で事情聴取を行うことを決定した。

第4回部会では、クレジットカード会社Bから、加盟店管理の方法、国際ブランドルールなどについて事情聴取を行った。

また、相手方から、勧誘時の状況等について事情聴取を行ったが、出席した相手方従業員からは紛争解決に必要な事情聴取を行うことができなかった。このため、改めて相手方に対し責任ある者の出席を要請することにした。

しかし、相手方から部会への出席の可否について、回答がなかったことから、文書で事情照会を行うため、「調査協力及び資料提出」依頼文書を送付した。

第5回部会では、申立人、クレジットカード会社A、クレジットカード会社Bから

の事情聴取を踏まえ、問題点の整理を行った。

8月8日、「調査協力及び資料提出」の回答期限であったが、相手方から書類の提出はなかった。

第6回部会では、相手方に求めた回答書の提出がなかったため、申立人、クレジットカード会社A、クレジットカード会社Bからの事情聴取を踏まえ、また、これまでに相手方から提出された資料をもとに、あっせん案の考え方について検討を行なった。

8月12日、部会は、相手方に対してあっせん案の考え方を示し意見交換をするため、第7回部会への出席依頼文書を発送し部会への出席の可否について回答するよう求めたが、回答期限までに回答書の提出はなかった。

9月5日、再度、第7回部会への出席依頼文書を発送した。しかし、回答期限までに回答書の提出がなかったため、相手方に対し電話をしたところ、部会欠席の回答を得た。

このため、第7回部会では、あっせん案の考え方を踏まえて、具体的なあっせん案の内容を検討し、決定した。また、報告書の骨子のうち相手方に係る部分の検討を行った。

9月14日、あっせん案を申立人及び相手方に送付した。後日、申立人からはあっせん案を受諾すると回答があったが、相手方からは回答期限である9月21日を過ぎても回答がなかった。

9月22日、相手方に対し、あっせん案への回答書の提出を文書で再依頼した。

9月28日、相手方より電話で、紛争解決のために、あっせん・調停部会に出席し、あっせん案について、質問及び意見交換を行いたい旨の申出があった。

第8回部会では、報告書の骨子のうちクレジットカード会社に係る部分の検討、報告書のうち相手方に係る部分の内容の検討、相手方に対する調停案の検討及び確定を行った。

第9回部会では、相手方に対して、申立人への勧誘時の説明内容及び講座終了後の対応、希望する解決内容等について事情聴取を行った。また、あっせん案の考え方について説明し、意見交換を行った。

10月12日、相手方に対し、あっせん案への回答書の提出を改めて文書で依頼したところ、後日、あっせん案を受諾するとの回答があった。

あっせん案の受諾を受けて、10月31日付けで、申立人及び相手方との間で合意書を取り交わした。

第10回部会では、本件紛争での契約に基づいて申立人とクレジットカード会社Aとの間に債権・債務関係が発生していることから、クレジットカード会社Aに対する対応について検討した。また、本件の報告内容を検討した。

第11回部会では、本件の報告内容等を検討し、確定した。

相手方が合意事項を履行したことを受けて、平成24年1月31日付けで、申立人及びクレジットカード会社Aとの間で確認書を取り交わした。

以上のとおり、本委員会における紛争解決のための処理は、あっせんの成立により解決した。

なお、処理経緯は、資料1(23ページ)のとおりである。

2 申立人からの事情聴取

聴取内容は、資料2（25ページ）のとおりである。

3 相手方からの事情聴取

聴取内容は、資料3（26ページ）のとおりである。

4 クレジットカード会社Aからの事情聴取

聴取内容は、資料4（27ページ）のとおりである。

5 クレジットカード会社Bからの事情聴取

聴取内容は、資料5（28ページ）のとおりである。

6 合意書

紛争の当事者は、平成23年10月31日付けで、本件紛争に係る以下の内容の合意書を取り交わした。

- (1) 相手方と申立人とは、本件契約（契約金額：62万1,832円）が無効であることを相互に確認する。
- (2) 相手方は、上記（1）に基づき、本件契約により受領した全額を返還する義務があることを確認する。なお、返還する相手方は、前項の契約金を立替払いしたクレジットカード会社Bとする。
- (3) 相手方と申立人との間には、本件紛争に関して、本あっせん条項以外、相互に何らの債権・債務のないことを確認する。

7 確認書

申立人及びクレジットカード会社Aは、平成24年1月31日付けで、本件紛争に係る以下の内容の趣旨の確認書を取り交わした。

- (1) 申立人及びクレジットカード会社Aは、相互に何らの債権・債務のないことを確認する。

第5 報告にあたってのコメント

1 アートメイクアーティスト養成講座受講契約の効力について

(1) 序

本件では、アートメイクアーティスト養成講座の受講契約及びアートメイク用部材の購入契約を行っている。

そこで、このアートメイクないしアートメイクアーティストと医師法との関係、アートメイクアーティスト養成講座受講契約等の効力が問題となる。

(2) 医師法との関係

ア 医師法17条

医師法17条は「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と定め、同条に反する行為は同法31条1項1号により、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金（または併科）にあたる。

同法17条にいう「医業」とは、「反復継続して医行為を行うことであり、医行為とは、医師の医学的知識及び技能をもって行うのでなければ人体に危険を生ずるおそれのある行為をいい、これを行う者の主観的目的が医療であるか否かを問わないものと解され」ている（東京地判平成2年3月9日判例時報1370号159頁）。

そこで、アートメイクないしアートメイクアーティストとしての行為が同条に反しないかが問題となる。

イ アートメイク

アートメイクとは、一般的に、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」をいい（平成13年11月8日厚生労働省医政局医事課長医政医発第105号通達）、本件でも同じである。

そして、「人の皮膚は、その表面から、表皮、真皮、皮下組織の三層から構成されている」ところ、表皮の「厚さは0.1ないし0.3ミリと極めて薄いため」、アートメイクを行うと、「針の先端を表皮内に止めることは技術的に不可能であり、少なくとも真皮内にまで針が到達し、その部分まで皮膚を損傷させるため出血を伴うことになる」（上記東京地判）。

加えて、アートメイクは、「針で皮膚を刺すことにより、…皮膚組織に損傷を与えて出血させるだけでなく、医学的知識が十分でない者がする場合には、化膿菌、ウイルス等に感染して肝炎等の疾病に罹患する危険があり、また色素を皮膚内に注入することによっても、色素自体の成分を原因物質とするアレルギーなどの危険があるとともに、色素内に存在する嫌気性細菌等に感染する危険があることが認められ、さらには、多数回皮膚に連続的的刺激を与えて傷つけることによりその真皮内に類上

皮肉芽腫という病変を生ずることも指摘されている」ものである（上記東京地判）。

かようにアートメイクは、医師の医学的知識及び技能をもって行うのでなければ人体に危険を生ずるおそれのある行為なのであって、「医行為」にあたり、反復継続して行うならば、「医業」にあたることになる（上記東京地判）。

この点については、上記東京地判だけでなく、厚生労働省も、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する」と明示している（上記平成13年11月8日通達）。

そして、アートメイクアーティストは、反復継続してアートメイクすなわち「医行為」を行うものであるから、アートメイクアーティストが行う行為は「医業」にあたり、医師でない以上、同法17条に反することになる。

なお、アートメイクについては、美容技術として定着している、入れ墨（タトゥ）が容認・黙認されている現状において違法性がないといった主張もなされている。しかし、アートメイクも入れ墨もともに、人体に危険を生ずるおそれのある行為なのであって、違法であることに変わりはない。むしろ、アートメイクの方こそ、どのような美容効果が得られるか定かでないにもかかわらず、十分な美容効果が得られるかのような広告等で積極的に宣伝して客を集めているものであり、入れ墨より違法性が高いとさえいえる（上記東京地判）。

(3) アートメイクアーティスト養成講座受講契約等の有効性（民法90条違反）

上記のとおり、アートメイクは、反復継続して行うならば、「医業」にあたるのであり、医師免許を有せず「医業」を行うアートメイクアーティストの行為は、医師法17条に反することになる。しかも、その違法性は、人の身体を傷つけ、人体に危険を生ずるおそれのある行為なのであって、極めて反社会性の強い行為である。

そして、医師免許の保有を前提としないで、アートメイクアーティストの養成講座を行うことは、反復継続して違法行為・刑罰対象行為を行う者（医師免許を有しないアートメイクアーティスト）を積極的に養成するものであるから、違法行為者を育成し被害者を拡大することになり、単にアートメイクを行う以上の反社会性があるといえる。

従って、本養成講座受講契約は民法90条（公序良俗）に反する契約であって、無効と考えるべきである。

なお、本件の場合、契約前に医師法との関係に触れたか否かにつき、当事者双方の主張が異なっている。この点、医師免許を取得・保有することを前提に講座受講契約を行ったならともかく、本件では、そのような前提

もなく、講座受講契約をしているのであるから、仮に医師免許が必要であると説明していたとしても、違法行為者を育成することには変わりはなく、契約は無効である。

加えて、アートメイク用部材の購入契約は、もっぱら反復継続してアートメイクを行うために購入するものであるから、本養成講座と一体となっているものであり、同じく民法90条違反というべきである。

また、申立人は受講契約・購入契約に伴い、教材等を得ているが、不法な原因による給付といえるので、申立人は返還等を要しない（民法708条）。

(4) 消費者契約法・民法による取消しなど

ア 問題点

本件において相手方がどのような説明を行ったかにつき、双方の主張は異なっている。この点、相手方が、以下に触れるような不当な説明を行っていたか否かにかかわらず、本件では、前述のとおり、受講契約等が民法90条違反により無効となる。

その上で、説明によっては、下記のとおり取消し・無効事由も生じうることになる。以下では、申立人・相手方の主張を示した上で、取消し・無効事由の有無を検討していく。

イ 消費者契約法による取消し

(ア) 申立人によるならば、相手方は、短期間でプロの技がマスターできて独立開業できるとの勧誘を行ったが、実際は、講座を受講するだけで独立できるものではなかったとのことである。これに対し、相手方は、実際にも独立している者がいると主張する。

この点、相手方の主張どおり、実際に独立した者がいるのかどうか確かではないが、アートメイクを業として行うためには、医師免許が必要とされていることからわかるとおり、アートメイクを業として行うためには、高度な医学的知識が必要とされ、そのような高度の医学的知識を習得するためには相当の修練を要すると考えられることから、わずか3日間だけ受講し、しかも、筆記試験だけで合格認定するという本件養成講座で、真に独立できるものか疑問が残るところではある。

そして、本受講契約が短期間でマスターして独立できる程度の内容を備えているか否かというのは、「役務の質」として消費者契約法4条4項1号の「重要事項」にあたるといえる。

従って、仮に申立人の主張どおりの事実があったとしたならば、相手方は「重要事項について事実と異なることを告げ」た（不実の告知）ということができ、同法4条1項1号により受講契約の取消しをなし得ることになる（部材購入契約についても受講契約と一体のもの

として取消しをなし得る。この点、以下の(イ)・(ウ)についても同様である。)

(イ) 受講契約の対象業務に資格を要するか否かというのは、同法4条4項1号の「重要事項」にあたるといえる。

従って、仮に相手方が、勧誘をするに際して、アートメイクを業として行うには医師免許が必要であることを告げていないならば(この点、申立人と相手方とでは主張が異なっている)、「重要事項について当該消費者の不利益となる事実…を故意に告げなかった」(不利益事実の不告知)ということができるので、同法4条2項により取消しをなし得ることになる。

なお、同条項は「故意」による不告知が要件となっているので、相手方が医師法違反について知らなかったというのであれば、同条項の適用はないことになるが、相手方は、医師免許が必要なことを知っていたので、故意は認められる。

(ウ) なお、上記取消しの意思表示は追認をすることができる時から6か月以内に行う必要があるが(同法7条1項)、申立人は、平成22年6月、「最初の説明と、数々の食い違いがあるので、契約の取消しを致します」との通知を行っているので、期間内での意思表示があったといえる。

ウ 民法による取消し・無効主張

相手方が、契約をさせようとして、医師免許が必要であることを知りながら告げなかったのであれば、契約の根幹をなす事実を触れなかったのであるから、民法96条による詐欺取消しをなし得る。

また、申立人が特別な資格を要せず、受講するだけで独立開業できると誤信したのであれば、受講契約締結の動機に錯誤があり、その動機は表示されているので、同95条による錯誤無効の主張もなし得ることになる。

2 あっせん案の考え方

(1) 考え方

本件では、アートメイクアーティスト養成講座受講契約と部材の購入契約の効力を検討し、相手方に対しあっせん案を出すこととした。

(2) アートメイクアーティスト養成講座受講契約と部材の購入契約の成否

本件では、アートメイク(針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為)のアーティスト養成講座の受講契約を平成22年3月5日に締結している。

このアートメイクは人の身体を意図的に傷つける傷害行為に該当し、医師免許を有しないアートメイクアーティストが業として行えば、医師法1

7条に違反し、同法31条1項1号により3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金（または併科）に処せられる犯罪行為となる。

医師免許を有しない者にアートメイクの技術を伝授し、アートメイクという人の身体を傷つけ侵襲する反社会性の強い行為を業とするアートメイクアーティストを養成するための本件受講契約は、国民の健康で衛生的な生活を著しく損なう行為を拡大させるばかりか、上記の犯罪行為を助長する目的を有するものといわざるをえず、民法90条の公序良俗に違反し、無効であると解するべきである。

また、平成22年5月1日に締結された部材の購入契約もアートメイクアーティスト養成講座受講契約と一体をなすものであると認められることから、公序良俗に反するものとして無効と考えるべきである。

(3) 現存利益又は使用利益の有無

(2) で検討したとおり、本件受講契約及び部材の購入契約（以下、「本件契約」という。）は、民法90条に定める公序良俗違反に該当し無効である。

よって、本件契約に基づく現存利益及び使用利益は、民法708条に定める不法原因給付に該当し、返還の必要はないものとする。

(4) 本件契約代金の返還先について

申立人は、本件契約代金をクレジットカード会社A発行のクレジットカードで決済したが、クレジットカード会社Aからの請求に対しては支払いをしていなかった。

本件契約が公序良俗違反により無効となった場合に、相手方に不当利得の問題が生ずるが、申立人には損失が発生しておらず、申立人と相手方との間に不当利得返還請求の問題が生じないことから、相手方に本件契約代金を立替払いしたクレジットカード会社Bを返還先とした。

3 本件紛争でのクレジットの問題点

(1) 事案の概要とクレジットの問題点

相手方は、クレジットカード会社Bと、加盟店募集代行会社を通じて、平成20年7月下旬、加盟店契約をした。加盟店契約における相手方の取扱商品はまつげ商材などの物品販売であった。申立人は、平成22年3月上旬、相手方との間でアートメイクアーティスト養成講座の受講契約を受講料58万円で結ぶとともに平成22年5月上旬にはアートメイクに使う部材の購入契約を購入金額4万1,832円で結んだ。その受講料及び部材の購入代金の総計62万1,832円を、平成22年3月、同年4月、同年5月の3回に分けて、それぞれクレジットカード会社A発行のクレジットカードで支払った（マンスリークリア方式（翌月又は翌々月一回払））。相手方は、その後、平成22年7月上旬、クレジットカード会社

Bとの上記加盟店契約を解約した。

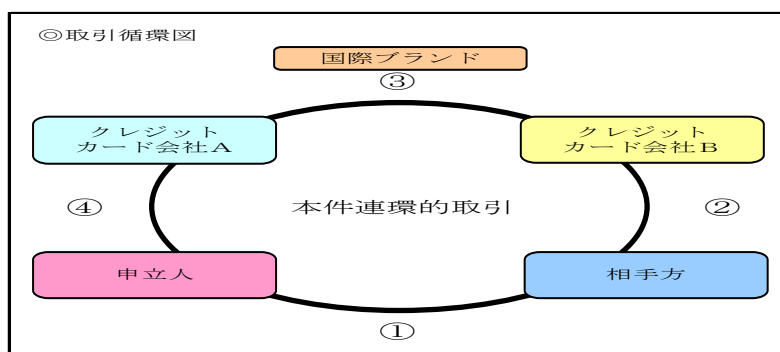
本件は、既述のとおりの内容であっせんにより解決したので、部会内において本件カード決済取引の法的問題点を巡って議論はしていたものの、クレジットカード会社との意見交換は行っていない。しかしながら、本件のいわゆるカード決済取引については、現在、消費者相談等様々な場において多くの点で議論となっていることから、その検討内容を紹介する。

(2) 当事者及びカード会社との関係

クレジットカード取引には、カード利用者を勧誘してクレジットカード会員契約を締結しカードを発行・管理するイシューアー（クレジットカード発行会社）と、加盟店を勧誘して加盟店契約を締結し加盟店に対する支払を行うアクワイアラー（加盟店契約会社）とが同一の主体（同系列の場合も含む）であるオンアス取引と、両者が別の主体である取引がある。

後者の取引については、VISAやマスターカードなどの国際機関が介在するいわゆる国際ブランド取引が主流となっている。

本件のカード取引はイシューアーであるクレジットカード会社Aとアクワイアラーであるクレジットカード会社Bとの間に国際ブランドが介在するもので、申立人、クレジットカード会社A（イシューアー）、クレジットカード会社B（アクワイアラー）、相手方（加盟店）という4者の法律関係が問題となる。いわゆるカード決済ネットワーク取引における法律問題である。この問題を検討するためにカード決済ネットワーク取引の当事者の法律関係を以下整理する。



本件のカード決済ネットワークは、上記取引循環図のように①から④までの連環的取引となっている

- ① アートメイクアーティスト養成講座受講契約及び部材の購入契約
- ② 加盟店契約
- ③ 国際ブランドを通じてクレジットカード会社Aとクレジットカード会社Bとが提携する契約
- ④ 立替払契約

なお、②の加盟店契約において、実際は加盟店募集代行会社が介在していたが、②の加盟店契約の当事者は相手方とクレジットカード会社Bである。

①の契約の代金を支払うため、申立人のカードが利用され、②の契約に基づいて加盟店募集代行会社はクレジットカード会社Bに代行して相手方に本件カード利用代金を支払うとともに、クレジットカード会社Bは相手方から申立人に対する売上債権を譲り受けている。

③の提携契約に基づき、クレジットカード会社Bは国際ブランドを介在させてクレジットカード会社Aに対し当該売上債権を再度譲渡し、クレジットカード会社Aはその譲受代金をクレジットカード会社Bに支払っている。

④の立替払契約に基づき、当該売上債権を譲り受けたクレジットカード会社Aは申立人に対し本件カードの利用代金を請求している。

このように、本件のカード決済ネットワークは、①ないし④の契約はそれぞれ別個独立の契約として成立しているものの、①の本件契約の代金の支払を目的とした連環的取引であり、いずれが欠けてもカード決済ネットワークが成立しないという相互に密接な関連性を有している。

本件においては、こうした①ないし④の連環的取引において、本件契約が公序良俗違反により無効であるため、申立人がクレジットカード会社Aに対して、④の立替払契約に基づき、本件契約の立替金を支払うべき義務があるかどうかの問題となる。

(3) クレジットカード会社Aとの間の問題

ア 割賦販売法の適用除外

上記④の立替払契約について割賦販売法の適用が問題となるが、本件カード決済取引の内容は、カード代金の支払方法がマンスリークリア方式であり、「契約の時から2月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領すること」（同法2条3項1号括弧内）に該当するので、割賦販売法の適用は除外される。

イ チャージバックによる解決の可能性の有無

国際ブランドが介在するカード決済ネットワークにおいては、国際カード取引における自主的なルールがあり、カード利用での決済と不正請求等に関するクレームの処理についてはチャージバックという自主ルールが存在する。

チャージバックとは、イシューアールがアクワイアラーから取引データの提供を受けた後に、この内容が不当と判断された場合に、イシューアールが異議を申し立て、既に支払った代金をアクワイアラーから取り戻す手続きをいう。

チャージバックが認められれば、申立人に対するクレジットカード会社Aの④のクレジットカード利用代金の請求権は消滅する。

チャージバックの処理は実体的要件及び手続的要件の双方を満たしていなければ開始されない。

チャージバックの実体的要件は、チャージバックリーズンと呼ばれ、その事由は限定的なものである。例えば、国際ブランドXのチャージバックリーズンでは、①情報要求（Request for Information）、②詐欺（Fraud）、③認証（Authorization）、④エラー処理（Processing Error）、⑤キャンセル/返戻（Cancelled/Returned）、⑥商品不達（Non-Receipt Goods/Services）などがある。

チャージバックには、上記の実体的要件であるチャージバックリーズンとともに、書面による申立て、期間の制限、証拠書類の添付などの手続的要件が定められており、これらが満たされていないと門前払いとなる。

チャージバックはリーズン（理由）ごとに、これを行うことができる異議申立期間が定められていて、この期間を過ぎるとチャージバックを行うことが認められないことになっている。例えば、詐欺（Fraud）の異議申立期間はカード利用日から120日間とされている。

すべての当事者（イシューア、アクワイアラー、会員、加盟店など）には平等にチャージバックを行う権利と義務が認められている。

もっとも、チャージバックの処理はイシューアとアクワイアラーとの間で行われるものであるから、カード会員がイシューアに対して行うクレームの申立ては、実際には、チャージバックの開始の契機となるものにすぎない。

結局のところ、カード会員のクレームの申立てによりチャージバックの処理を開始すべきかどうかは、イシューアが独自に判断するところとなる。このイシューアの判断はカード会員の有する権利又は義務について十分配慮したものでなければならない。

ウ 消費者からのチャージバックの申立て

国際ブランドルールは、チャージバックの申立てについて、消費者に対し国際ブランドルールに従った厳格な手続的要件（チャージバックリーズンの明示など）を要求しているが、チャージバックに限定的な理由（リーズン）が必要であるとしつつ、その詳しい内容は非公開とされている。

このような現状では、消費者はチャージバックの契機となる適切な申立書を作成することができないという消費者にとって手続上重大な問題が生じている。この点については今後何らかの改善をする必要がある。

エ 申立内容の調査不足

申立人がクレジットカード会社Aに申出書の提出を行った際、本件カード決済の対象となった取引がアートメイクスクールの受講契約及びそれに関連する部材の購入契約であること、医師の資格のない者が行うアートメイクは公序良俗に反する取引であること等をクレジットカード会

社Aが認識できるはずの内容の文書が出ているのであるから、その内容を吟味し、本件カード決済の対象取引が公序良俗に反していないか否かを調査・確認すべきであったにもかかわらず、それをしなかった事実は、クレジットカード会社Aが立替払における本件カード決済取引の内容についての確認・調査を怠ったといえるのではないか。

申立人から申出書の提出があった時に、クレジットカード会社Aはその申出を確認するためクレジットカード会社Bに連絡して、クレジットカード会社Bが相手方の取引内容を詳しく調査をすれば、加盟店契約違反の取引であったことが判明したものと考えられる。

その時点で判明していれば、加盟店契約違反の事実に基づき、チャージバックを発動してクレジットカード会社Bは相手方に対し返金を求めることができ、クレジットカード会社B及びクレジットカード会社Aは加盟店に対する契約上の監督権限に基づき本件カード決済についての問題を解決することが可能であったものと考えられる。

そうすると、申立人がクレジットカード会社Aに対して行った平成22年6月下旬の申出書は、チャージバックの申立てであるとみなすべきであり、クレジットカード会社A及びクレジットカード会社Bは、これに対し期間徒過の抗弁を主張できず、現時点においてもチャージバックの手続を行う義務を負っているものと解することができるのではなかろうか。

(参考文献)

国際クレジットカードガイド=<http://www.in-creditcard.com/>

土井裕明弁護士「クレジット決済代行業者の問題点」

山本正行「カード決済ネットワーク入門」月刊消費者信用 2008-3

(4) 売上債権の無効と連環的取引の効力との関係

上記のチャージバックによる清算処理によらずに、①本件契約が公序良俗違反により無効であるならば、それが②から④までの連環的な支払行為をも無効とすることはできないか。

本件のカード決済ネットワークは、すでに指摘したとおり、上記取引循環図の①から④までの連環的取引であり、カード利用代金は時間的に②→③と支払われ、現在、④の立替払金の請求が申立人に対して行われた。

このように、本件のカード決済ネットワークは、①の本件契約の代金の支払を目的とした連環的取引であり、いずれが欠けてもカード決済ネットワークが成立しないという相互に密接な関連性を有し、一定の条件が整えば1つの契約の無効が他の契約へと拡大する「不可分一体無効」という関係にあるといえる。

ところが、このような考え方は契約の相対効原則と真っ向から対立する。たとえ、①の本件契約が公序良俗違反により無効であったとしても、別

個の契約はそれぞれ有効に成立しており、1つの契約が無効であったとしても、他の契約は別個に成立して有効であるから、②ないし④の契約に影響を与えないとするのが民法における契約の相対効原則の考え方である。

本件カード決済ネットワーク取引について、この契約の相対効原則との関係をどのように考えるべきであろうか。

(5) クレジットカード会社Aに対し抗弁の主張は認められるか

ア 売上債権の譲渡と瑕疵の承継

上記取引循環図のとおりクレジットカード会社Bはクレジットカード会社Aに相手方に対する売上債権を譲渡しているが、その売上債権は公序良俗に違反して無効であることはすでに述べた。ところが、この債権譲渡については債務者である申立人への通知がされないため、このクレジットカード会社Bからクレジットカード会社Aへの売上債権の譲渡を申立人は全く知らない。この場合、売上債権が公序良俗違反により無効であるという瑕疵は売上債権の譲渡に伴ってクレジットカード会社Aに当然に引き継がれるものと解される。そうでなければ、債務者である申立人は著しい不利益にさらされることになるからである。いいかえれば、債務者の意思に関係なく、債権者と譲受人との契約で債権の移転を認める以上、それによって債務者の地位を不利益にすることは避けられなければならないからである（我妻榮：新訂債権総論〔岩波書店〕昭和39年・516頁）。

ところで、申立人がクレジットカード会社Aに対し、その瑕疵を抗弁として主張できるかどうかは立替払契約における抗弁接続の可否の問題となるが、立替払契約はクレジットカード会社Aとクレジットカード会社Bとの売上債権の譲渡契約とは別個独立のものであることから、この立替払契約における抗弁接続に関する問題は、売上債権の譲渡により抗弁が承継されるかどうかとは別の問題となる。この点について以下検討する。

イ 最判平成2年2月20日と抗弁切断

④の立替払契約について割賦販売法の適用がないことはすでに述べたとおりである。そうすると、割賦販売法30条の4の抗弁接続に関する規定の適用は認められず、本件契約が公序良俗違反により無効であったとしても、契約の相対効原則によれば、その抗弁を申立人はクレジットカード会社Aに対して当然には主張できないことになる。

この論理は最判平成2年2月20日（判例時報1354号76頁）によっても承認されている。その判旨は次のとおりである。「購入者が割賦購入あっせん業者（以下「あっせん業者」という。）の加盟店である販売業者から証票等を利用することなく商品を購入する際に、あっせん業者が購入者との契約及び販売業者との加盟店契約に従い販売業者に対

して商品代金相当額を一括立替払し、購入者があっせん業者に対して立替金及び手数料の分割払を約する仕組みの個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和59年法律第49号（以下「改正法」という。）による改正後の割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。したがって、右改正前においては、購入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の不履行を原因として合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものと解するのが相当である。」

ウ 抗弁の接続の可否

既述のとおり本件契約は公序良俗違反により無効であるから、相手方の申立人に対する売上債権は当然無効となる。

そして、この売上債権はクレジットカード会社Bからクレジットカード会社Aへ、国際ブランドを通じて再度譲渡されている。そうすると、前記のとおりクレジットカード会社Aは、クレジットカード会社Bから公序良俗違反により無効であるという瑕疵のある売上債権を譲り受けたことになる。

しかし、本件カード利用による立替払契約が割賦販売法の適用を受けないことは既述のとおりであるので、割賦販売法の定める抗弁接続に関する規定は適用されない。そして、その規定を上記最判のように「法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたもの」（いわゆる創設規定説）と解すると、申立人はクレジットカード会社Aに対して、本件契約は公序良俗違反により無効であるという抗弁を主張することはできないこととなる。この論理は民法における契約の相対効原則からすれば当然の帰結であり、その結論は当事者の利益状況からみると取引の安全の要請に応えることになるからである。

さらに、この論理はその後の最高裁の判例によっても踏襲されている。最判平成23年10月25日（金融・商事判例1378号12頁）は、

以下のように判示した。

「個品割賦購入あっせんにおいて、購入者と販売業者との間の売買契約が公序良俗に反し無効とされる場合であっても、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容及び程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無及び程度等に照らし、販売業者による公序良俗に反する行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はないと解するのが相当である。」

エ 公序良俗違反の不法性と無効主張の抗弁

これに対し、賭博債権の譲渡を異議なく承諾した債務者が上記債権の譲受人に対して賭博契約の公序良俗違反による無効を主張することの可否について判断した最判平成9年11月11日（判例時報1624号77頁）は、以下のように判示した。

「賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合においては、右債権の債務者が異議をとどめずに右債権譲渡を承諾したときであっても、債務者に信義則に反する行為があるなどの特段の事情のない限り、債務者は、右債権の譲受人に対して右債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張してその履行を拒むことができるというべきである。

けだし、賭博行為は公の秩序及び善良の風俗に反すること甚だしく、賭博債権が直接的にせよ間接的にせよ満足を受けることを禁止すべきことは法の強い要請であって、この要請は、債務者の異議なき承諾による抗弁喪失の制度の基礎にある債権譲受人の利益保護の要請を上回るものと解されるからである。」

仮に、立替払契約における抗弁切断の根拠を、債権譲渡における異議なき承諾に抗弁切断の効果（民法468条1項）を付与した根拠と同様に取引の安全の保護に求めるならば、取引当事者の私的利益よりも公序良俗違反無効とすることによる公的利益を尊重すべき本件立替払契約の抗弁接続の可否についても、公益性を優先させた債権譲渡の異議なき承諾に関する上記判例の論理を及ぼすことができるのではなかろうか。

医師の資格のない者がアートメイクを業として行うことは医師法17条違反により刑事罰が科せられる犯罪行為であり、アートメイク自体むやみに皮膚を傷つけることにより健康を損なうおそれのある国民衛生上公益に著しく反する行為であることはすでに詳しく述べたとおりである。医師の資格を有しない申立人が相手方と締結した本件契約は、このような犯罪的かつ公益性に反する行為を助長し、拡大する目的を持ったもの

であり、公序良俗違反の事案の中でも特に不法性が強いといえ、上記の判例の論理を敷衍^{ふえん}することができるならば、申立人はこの公序良俗違反の抗弁をクレジットカード会社Aに対抗できると解することができるのではなかろうか。

なお、前記最判平成23年10月25日の事案は、公序良俗違反の内容が執拗で不当な方法によるいわゆるデート商法による契約の無効の問題であり、いわば取引の安全の保護と公益性尊重の要請との比較衡量において取引の安全の保護を優先させたもので、不法性が強く公益性を重視すべき前記最判平成9年11月11日の事案とは販売契約ないし役務提供契約を公序良俗違反により無効とすべき理由が異なるのであるから、本件においてクレジットカード会社Aに対する抗弁接続について妨げとなるものではないと解する。

したがって、申立人は、公益を害するような不法性の強い売上債権をクレジットカード会社Bから譲り受けたあっせん業者のクレジットカード会社Aに対し、売上債権が公序良俗違反により無効であるとの抗弁を主張できる余地があるといえよう。

(6) 加盟店である相手方に対する調査・監督責任について

ア 加盟店に対する調査・監督責任

相手方は、平成20年7月下旬に、クレジットカード会社Bと加盟店契約を締結した。加盟店契約の対象となった取扱商品はまつげ商材などの物品販売であり、販売店舗の所在地は甲区であった。しかしながら、相手方は、その実体を隠蔽して、甲区の同店舗において、加盟店契約の対象商品になっていないアートメイクアーティスト養成講座受講契約の受講料及び部材の購入代金をクレジットカード会社Bに対して請求し、受領している。これは、クレジットカード会社Bと相手方間で成立した加盟店契約上の規定に明白に違反するものである。

平成22年4月頃、相手方において通常でない取引が行われたのではないかと疑われたことから、クレジットカード発行会社の請求によるカード決済の利用照会があった際に、相手方に対して、加盟店募集代行会社を通じて聞き取り調査を実施した。ところが、クレジットカード会社Bは、相手方の虚偽の回答を轻信し、相手方の店の訪問などの実態調査や、さらに容易な手段であるホームページを閲覧することなど事業実態の把握について十分な調査を怠った。

ところで、クレジットカード会社Aとクレジットカード会社Bは、カード利用代金の決済について国際ブランドを通じての提携関係を持つだけのことであるから、申立人とクレジットカード会社Bとは相互に連絡を取り合う機会がなく、クレジットカード会社Bが直接申立人に対し、相手方との本件契約の内容を聴き取り、確認することはなされていない

のが実態であろう。もし、クレジットカード会社Bが申立人に取引内容の確認をすれば、実際の取引内容について直ちに正確な把握ができ、相手方の加盟店契約違反を指摘して支払いを拒否できたはずである。これに対し、そのようなチェック体制が整っていないからといってクレジットカード会社Bは自らの加盟店に対する調査・監督の懈怠^{かいたい}についての責任を本件申立人に転嫁することは許されない。この点をどのように改善すべきかは、本件のような国際ブランドを介したカード決済ネットワーク取引の今後の重要な課題であるといえよう。

イ 調査・監督責任の懈怠を理由とする抗弁主張は認められるか

前記のとおり民法上の原則として、申立人と相手方との本件契約と、申立人とクレジットカード会社Aとの立替払契約とは別個であるから、前者の契約当事者ではないクレジットカード会社Aに対し本件契約の瑕疵について申立人による抗弁の主張は認められない。

ところが、前記最判平成2年2月20日はこの民法上の原則を堅持しつつ、抗弁の接続について前記のとおり例外的な扱いを認めた。その理由は、あっせん業者に販売契約上の瑕疵について何らかの帰責事由があるときに、抗弁接続が信義則上認められることがあり、そのような例外的な場合は取引の安全の保護よりも購入者の利益を保護すべきであるとの配慮が働くからであると考えられる。

個別信用購入あっせんにおいては、あっせん業者と販売会社との提携契約が基盤となっている立替払契約の構造上、あっせん業者が購入者と販売業者との購入契約ないし役務提供契約（以下、販売契約という。）の内容について自ら調査し、かつ販売契約の成否並びに有効性について加盟店並びに購入者に対して意思確認をし、かつ加盟店の業務実態に対する調査並びに監督をすること等を通じて、あっせん業者に販売契約に関する抗弁事由を知る若しくは知り得る機会が与えられている。そこで、あっせん業者に加盟店に対する調査・監督について何らかの義務懈怠があり、かつその義務懈怠がカード利用者との立替払契約を締結するかどうかの判断に通常影響を及ぼすほど重大である場合には、「あっせん業者において販売業者の販売契約の瑕疵を知り得べきでありながら立替払を実行した」といえるのであり、購入者のあっせん業者に対する販売契約に関する抗弁主張が信義則上認められることになるのである。

本件のような包括信用購入あっせんにおいても、あっせん業者がカード加盟店に対して調査及び監督をすべき義務を負うことは個別信用購入あっせんの場合と同様であるから、この論理を当てはめることができる。

実際、平成22年4月頃、相手方の実態について疑いを持ったあっせん業者であるクレジットカード会社Bがきちんと調査していれば、売上債権の発生原因である販売契約がアートメイクアーティスト養成講座受

講契約及びそれに関連する部材の購入契約であり、かつ当該契約が医師の資格のない申立人がアートメイクを業とすれば医師法違反として刑事罰が科せられるという公序良俗違反行為を助長するものであることが容易に判明したものと考えられる。そうすればクレジットカード会社Bは相手方に対して当該売上代金を支払わなかったはずである。

確かに、クレジットカード会社Aとクレジットカード会社Bはそれぞれ独立したカード会社であり、クレジットカード会社Aはクレジットカード会社Bから本件契約の売上債権を譲り受けただけにすぎないのであり、両当事者の提携契約上は相手方に対する調査・監督義務をも引き継いでいるわけではないが、申立人からみれば、あっせん業者としてはクレジットカード会社Aしか認識できず、クレジットカード会社Bの存在を知ることはできないのであるから、クレジットカード会社Bの調査・監督義務懈怠の責任を引き継がないとすると、申立人は著しく不利益な立場に立つことになり公平であるとはいえないであろう。そこで、本件立替払契約の関係では、クレジットカード会社Aはクレジットカード会社Bと一体的関係にあるあっせん業者としてクレジットカード会社Bの調査・監督義務懈怠の責任を引き継ぐものと扱うべきといえるのではなかろうか。

このように、上記のとおり売上債権譲渡に伴い当然に加盟店に対する調査・監督の義務懈怠の責任がクレジットカード会社Bからクレジットカード会社Aへ引き継がれると解することができるならば、クレジットカード会社Aは相手方に対する調査・監督責任懈怠によって本件契約の瑕疵を知り得べきでありながら本件立替払契約を実行したと規範的に評価することが可能となり、申立人の抗弁主張を否認することは信義則上認められないと解する余地があるのではなかろうか。

以上のとおり、クレジットカード会社Aの相手方に対する調査・監督責任懈怠を認めることができるならば、前記最判平成2年2月20日の論理を前提にしたとしても例外的場合として、申立人はクレジットカード会社Aに対し、信義則上、本件契約の瑕疵を抗弁として主張し、その支払いを拒むことができると解する余地がある。

4 同種・類似被害の再発防止に向けて

(1) 事業者に対して

ア アートメイクスクールの事業者に対して

本件アートメイクアーティスト養成講座受講契約は、針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる技術（アートメイク）を伝授し、業としてアートメイクを行うアートメイクアーティストを養成することを目的とする契約である。

アートメイクは人の身体に傷をつけ墨等を入れる行為であるから、感染症等の危険を伴うものであり、また、施術時の痛みを緩和するため麻

酔剤を使用するものである。したがって、アートメイクを行うためには十分な医学的知識が不可欠であり、そのような知識は簡単に習得できるものではない。そして、何よりも、アートメイクは、医師免許を有しない者が業として行ってはならない行為であり（医師法17条）、医師免許を有しない者がこれを行えば、医師法違反の罪に問われることになる。

医師免許を有しない者にアートメイクの技術を伝授することを内容とする契約は、いわば犯罪行為を助長するものであり、公序良俗違反により無効である。

事業者としては、医師免許のない者に犯罪行為となるような技術を伝授する行為は厳に慎むべきである。

イ クレジットカード会社に対して

本件の消費者に対する信用供与の形態は、消費者に対してカードを発行するクレジット会社（イシューアー）と事業者と加盟店契約を締結しているクレジット会社（アクワイアラー）が異なっており、これらのクレジット会社が国際ブランドを介して繋がり、消費者に信用を供与するという仕組みになっている。

消費者と事業者の間で問題が生じた場合に、イシューアーは、加盟店との間に直接の契約関係がないため、加盟店の実態を把握しておらず、消費者は、アクワイアラーと契約関係がないため、アクワイアラーがどのクレジット会社なのかかわからないため、適切な措置をとることができないことが多いと考えられる。

何よりも、消費者は、本件事案のような複雑な取引の仕組みを理解していないことが多く、事業者との間で問題が生じた場合に、どのように対処すればよいかかわからないうちに、国際ブランドルールのチャージバックの期間が経過してしまうということにもなりかねない。

本件事案のような国際ブランドを利用して信用供与を提供するカード会社としては、利益だけを追求するということがないよう適切な措置を講じることが必要である。そのためには、クレジットカードの決済ネットワーク取引の仕組みについて消費者に適切に情報提供するとともに、消費者とクレジットカード契約を締結しているイシューアーに消費者から事業者との問題について申出があった場合には、イシューアーは、加盟店を管理するアクワイアラーに速やかに情報提供をして加盟店についての調査をさせ、イシューアーから連絡がきた場合には、事業者と加盟店契約を結んでいるアクワイアラーが加盟店を調査して、適切に問題を処理することが望まれる（本件事案でも、加盟店契約の対象となっていないサービスの提供が問題となっている。）。

また、本件事案では、事業者と加盟店契約を締結しているアクワイアラーが、実質的な加盟店管理を加盟店募集代行会社に委ねていることも問題である。このような場合には、加盟店募集代行会社は、消費者・イ

シェアーとの関係では、いわばアクワイアラーの履行補助者ともいうべき地位にあるのであるから、アクワイアラーは加盟店募集代行会社が適切に加盟店管理をするよう監督するとともに、問題が生じた場合には、アクワイアラーが直接加盟店を調査して、問題解決にあたることが要請される。

(2) 消費者に対して

最近、インターネットや雑誌等で、短期間の講習によりアートメイクアーティストとしての技術が取得でき、独立して開業できるなどのうたい文句の下に、アートメイクスクールの宣伝・広告がなされている。本件事案でも、消費者は上記のような雑誌の記述を読んでアートメイクアーティスト養成講座受講契約を締結している。アートメイクは人体に傷をつけて墨を入れるという技術であり、感染症等の危害の生じる行為である。そのため、医師免許を有しない者が業として施術すれば、医師法違反の罪に問われるものとされているのである。また、アートメイクについては、施術を受けた消費者からアートメイクによって被害を受けたとの多くの相談が寄せられている。もし、医師免許のない者が、アートメイクの技術を習得して業としてアートメイクを施せば、犯罪者として刑事罰を受ける可能性があるのみならず、アートメイクの施術を受けた者から加害者としての責任を問われることにもなりかねないのである。

アートメイクは前記のような問題性があるものであるから、消費者としては、アートメイクスクールの宣伝・広告につられて、安易に受講契約を締結することがないよう、契約内容を検討し、自己の行為がどのような結果をもたらすかを慎重に考えて行動することが肝要である。

(3) 今後の課題

ア アートメイクスクールについて

上記のように、アートメイクアーティスト養成講座受講契約は、いわば、犯罪行為を助長することを内容とする契約である。このような犯罪行為を助長するような契約が、インターネットや雑誌で紹介され、消費者被害を誘発するような状況になっているにもかかわらず、実際に被施術者に傷害等の被害が発生しなければ、取締りの対象とならないのが現状である。本件事案で問題となっているアートメイクは、被施術者に傷害等の重大な被害を生じさせかねない危険性をはらんだものであるから、現実に被施術者に被害が生じる前に、医師免許を有しない者による施術や施術者を養成するアートメイクスクールを取り締まるなどの取組により、被害発生予防に努めるとともに、消費者に対しても情報提供をしていくことが望まれる。

また、雑誌等のメディアも、その社会的責任として、自己の提供する情報によって消費者被害を誘発することのないよう、内容をよく吟味し

た上で記事を掲載することが望まれる。

イ 国際ブランドを利用した取引について

本件では、国際ブランドを利用して信用取引が行われている。消費者は、本件事案のような複雑な取引の仕組みについて認識しておらず、問題が生じた場合の対処方法についても知識を有していない。また、割賦販売法のような消費者保護のための法律もこのような取引を想定していない。今後は、イシューアーに対して、取引の仕組みについて消費者に情報提供することを義務づけるとともに、問題が生じた場合に各カード会社が適切に対処することを義務付けるような法令等を整備することが必要であると考えられる。

また、本件事案では、アートメイクアーティスト養成講座受講契約の代金を3回に分割して支払うという支払方法が取られてはいるが、各回の支払いが形の上ではマンスリー・クリア方式となっているため、割賦販売法が適用されないものとなっている。本件事案のようなマンスリー・クリア方式の取引についても抗弁の接続が認められるよう法令を整えることが必要であると考えられる。

資料 1

「アートメイクアーティストの養成講座の契約に係る紛争案件」処理経緯

日 付	部会回数等	内 容
平成23年 4月26日	【付託】	・紛争案件の処理を知事から委員会会長に付託され、あっせん・調停部会を設置した。
5月20日	第1回部会	・紛争内容の確認 ・処理方針の検討 ・申立人からの事情聴取 ・問題点の整理
6月17日	第2回部会	・クレジットカード会社Aからの事情聴取 ・問題点の整理
7月 5日	第3回部会	・クレジットカード会社Bに対する文書での調査結果の検討 ・今後の進め方についての協議
7月26日	第4回部会	・クレジットカード会社Bからの事情聴取 ・相手方（従業員）からの事情聴取
8月 2日	第5回部会	・問題点の整理
8月11日	第6回部会	・あっせん案の考え方の検討
9月13日	第7回部会	・あっせん案及び合意書案の検討・決定 ・報告書の骨子（相手方部分）を検討
9月14日	あっせん案	・あっせん案を紛争当事者双方に提示（申立人：受諾、相手方：回答なし）
9月29日	第8回部会	・相手方への調停案の検討 ・報告書の骨子（クレジットカード会社部分）を検討 ・報告書の内容を検討（相手方部分）
10月12日	第9回部会	・相手方からの事情聴取及び意見交換

10月15日	あっせん案	・相手方：受諾
10月31日	(合意書)	・合意書の取り交わし
11月 8日	第10回部会	・クレジットカード会社Aへの対応について検討 ・報告書の内容を検討
12月13日	第11回部会	・確認書案の検討・確定 ・報告書の内容を検討・確定
平成24年 1月31日	(確認書)	・確認書の取り交わし
2月16日	【報告】	・知事への報告

資料 2

申立人からの事情聴取

項目	内 容
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日：平成 22 年 3 月 5 日 ・ 契約内容：アートメイクアーティスト養成講座 ・ 契約金額：580,000 円（講座受講料） 追加支払額：41,832 円（契約日：平成 22 年 5 月 1 日、部材購入費） 総支払金額：621,832 円 実支払金額：0 円（クレジットカード会社 A：621,832 円）
体験入学までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネイルやフラワーアレンジメントなど、女性が喜ぶような仕事に携わりたいと思っていた。以前から美容系の仕事に興味があった。手に職を付けたいと思っていた。 ・ 平成 22 年 1 月下旬、女性雑誌を見て相手方を知った。短期間でプロの技が身につけられることや独立開業できるところに魅力を感じた。 ・ 平成 22 年 3 月上旬、甲区にある相手方のスクールを訪ねて話を聞いた。
勧誘時・契約時の状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方からは、独立開業できるとことや短期間でマスターできることなどの説明を受けた。 ・ また、提携サロンを折半で貸してくれると言った。そこで稼げるので、独立開業のための費用もすぐに貯まるし、受講料もすぐに取り返せると説明を受けた。 ・ さらに、自分が初めて施術する際は、卒業しても 1 回は無料で付き添ってくれると言った。 ・ アートメイクをするには、医師免許が必要であるとの説明はなかった。 ・ 短期間でマスターできるとことやサロンがきれいなことなどの理由から、最初に訪ねたその日に入学を決意した。 ・ 受講料の説明は、この時、初めて受けた。相手方との話合いで受講料はスクールに行くたびにクレジットカードで支払うことを決めた。 ・ 入学願書及びスクール同意書は、コンビニエンスストアから F A X した。
講座内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業は甲区にある相手方のスクールで行われた。 ・ テキストは最初の授業の時に渡された。 ・ 3 月中旬に一回目の授業を受けた。授業時間は 6 時間ぐらいで、授業内容は、相手方とマンツーマンで、テキストを交互に読み合い、テストに出題されるところにマークした。また、機械の設置の仕方を教わって、機械でゴム版を彫った。 ・ 4 月中旬に二回目の授業を受けた。授業時間は 6 時間ぐらいで、授業内容は、実技等であった。 ・ 4 月下旬に三回目の授業を受けた。授業時間は 6 時間ぐらいで、授業内容は、筆記試験と実技。試験は、すぐに採点されて、合格した。実技のテストはなかった。認定証は、後日、送られてきた。
講座終了後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座終了後、就職先を求めて 5 社ぐらいに電話をしたが、施術の時間が足りないことや授業内容が短かすぎることなどの理由で全て不採用であった。 ・ 相手方に相談すると、「SNS を使ってお客さんを探したら。」と返答された。 ・ 講座受講後、受講料を支払うため相手方を訪ねた際、「独立開業のためには、これも必要ね。」と言われて、アートメイクに使う材料を袋につめられて材料費を請求された。高額なので材料を減らしてもらい、41,832 円支払った。アートメイクに使う材料費もクレジットカードで支払った。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ アートメイクをするには医師免許が必要であることは、消費生活総合センターに相談して、新聞記事を見て知った。
希望する解決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の取消しを求める。受講料等は支払いたくない。

資料 3

相手方からの事情聴取

項目	内容
勧誘時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人からスクールの方に問い合わせがあり、受講したいということで来校した。 ・ 申立人には、アートメイクについて紹介し、体験してもらい、説明もして、入学するか決めてもらったのではないかと思う。 ・ 受講生には、短期間通って卒業する人もいれば、長期間通う人もいる。地方からの受講生は通うことができないので、受講生の大部分が3日間でマスターして卒業する。申立人は、短期間通って卒業する方だったと思う。 ・ 受講生の多くは、3日間（朝から晩までだが）受講すれば、技術をマスターして卒業する。開業している者も多数いる。 ・ 申立人には来校時に、アートメイクを業として行うためには、医師免許が必要であることは説明した。他の方にも説明している。 ・ 受講料の支払方法は、当方からではなく申立人からの希望で決めた。各自のクレジットカードの利用限度額もあるので、自由に決めてもらった。 ・ 受講生は、大方独立している。 ・ 受講生は独立が目的なので、申立人に対しても、来校した際に、短期間でプロの技がマスターできて独立開業もできること、講座の受講料が58万円であるということ、提携サロンでベッドを貸し出すので、独立開業のための費用もすぐにたまって、受講料もすぐ取り戻せることなどの説明はしたと思う。
講座終了後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から電話で、「面接に行き、『こんな短期では採用できない。もっと長時間勉強してもらわないと採用できない。』と言われた。」と報告を受けた。 ・ 必要なら補講をすることは伝えた。申立人から補講の要望はなかったと思う。 ・ 講座終了後、一度だけ会って、アドバイスをした覚えがあるが、内容までは覚えていない。
クレジットカード会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟店契約は、加盟店募集代行会社と契約していたと認識していた。 ・ 22年4月頃、加盟店募集代行会社から自社の取引について問い合わせがあったかどうかは、全く記憶にない。 ・ スクールの受講料の支払いにクレジットカードを利用することは、今まで商材に含むということでやっていた。 ・ 甲区で営業していた時に契約していたのが加盟店募集代行会社で、店を閉店したので解約した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省からの通達は知っている。ただ、弁護士からは法律にアートメイクアーティスト養成講座が違法であるとの定めはないと聞いていた。
希望する解決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納得ができないのであれば、納得がいくまで教える。それでも納得ができないのであれば、材料代等がかかっているので全額とはいかないが、返金しても良いと考えている。

資料 4

クレジットカード会社 A（イシューアー）からの事情聴取

項 目	内 容
クレジット の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方は、当社の直接の加盟店ではなく、国際ブランドのネットワークを通じての加盟店である。クレジットカード会社 B が、直接、相手方と加盟契約をしている。当社のカードを使用する場合には、国際ブランドのネットワークを通じて決済をする扱いになる。 ・相手方と消費者との間の契約は、当社には全くわからない。データとしてオーソリゼーション（このカードでこの金額を使っていいですかというデータのみ）が送られてくる。契約書等を確認しているわけではない。
紛争当事者 についての 現況・認識	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人からは、解約申出書を受け取っている。それに基づいて、現在、請求を保留している。抗弁書とは考えていない。 ・当社は直接の当事者ではなく、債権を保留しているだけである。 ・申立人の解約申出書は当社あてではなく、相手方にしているという認識である。 ・当事者間で解決のための話し合いをしてもらい、その間、当社は請求を止めて協力をしているという状況である。
紛争解決の 主体	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事案は、クレジットカード会社 B の加盟店に関する問題なので、加盟店管理責任があるクレジットカード会社 B が問題解決をする。これは国際ブランドのルールで規定されている。 ・クレジットカード会社 B には紛争の発生を伝え、問題の解決を求めている。
支払状況	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード会社 B は相手方に立替金を支払い、当社はクレジットカード会社 B に立替金を支払っている。支払いは終了している。

資料 5

クレジットカード会社 B（アクワイアラー）からの事情聴取

項 目	内 容
相手方との契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からは、主に法人向けに、まつ毛商材などの物品販売、一回払のみのカード決済で、加盟店の申込依頼があった。 ・当社に直接ではなく、加盟店募集代行会社を通じて加盟店の申込みがあり、平成 20 年 7 月下旬、加盟店契約をした。 ・相手方との契約時、加盟店募集代行会社が現地調査を行った。
スクール代金を支払った理由	<ul style="list-style-type: none"> ・22 年 4 月頃、相手方について、別件で、カード発行会社から国内のカード決済の利用照会があった。その際、相手方が当社の契約住所とは別の乙区でスクールをやっていることが判明した。 ・加盟店募集代行会社を通して聞き取り調査を行ったところ、スクール代金のカード決済はしておらず、契約住所では法人向けに物品販売を行っている旨の回答であった。 ・スクール代金の決済をやっていることが分かればすぐに解約をするが、乙区でスクールはやっているが、甲区ではスクールはやっていないとの回答であったので、すぐに解約とはならなかった。 ・その後、相手方が加盟店契約を締結している甲区からスクールを行っている乙区へ移転したいとの申出があったので、加盟店契約の継続は難しいことを伝えたところ、平成 22 年 7 月上旬、相手方から解約の申出があった。
本件契約が公序良俗違反の場合の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が加盟店に売上代金を振り込む際、本件契約が公序良俗違反であることがわかっていれば、振込みをしない。振込保留をし、内容を調査する。 ・後から判明した場合でも、当社の加盟店規約の中にあるチャージバックの要件に当てはまれば、当社負担で返金せざるを得ない。しかし、本件は、チャージバックの要件にはすべて当てはまらない。 ・当社は、スクールをしているとは聞いていない。法人向けを中心としたまつげ商材などの物品販売であると理解しているので、当社が申出を受けている範囲内でのカード決済として、通常の売上金の振込みをしている。 ・当社は、甲区の店舗との契約であるという認識であり、アートメイクスクールをやっている乙区の店舗とは契約をしていないという認識である。
クレジットカード会社 A との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月上旬、当社に申立人のカード発行会社であるクレジットカード会社 A から問い合わせがあった。 ・内容は、調査ではなく、チャージバックに応じてもらえないかという相談であった。 ・チャージバックの最長期間 120 日を過ぎているので返金できないと回答した。
入金・支払状況	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード会社 A からの入金及び加盟店募集代行会社への支払いは、完了している。

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成24年1月10日現在

氏名	現職	備考
学識経験者委員 (12名)		
淡路剛久	早稲田大学大学院法務研究科教授	平成24年1月退任
安藤朝規	弁護士	本件あっせん・調停部会委員
上柳敏郎	弁護士	
沖野眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
織田博子	駿河台大学大学院法務研究科教授	本件あっせん・調停部会長
鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
川地宏行	明治大学法学部教授	平成24年1月就任
後藤巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授	平成24年1月退任
桜井健夫	弁護士	
佐々木幸孝	弁護士	
千葉肇	弁護士	本件あっせん・調停部会委員
野澤正充	立教大学大学院法務研究科教授	会長代理
松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	会長 平成24年1月就任
米川長平	弁護士	
消費者委員 (4名)		
有田芳子	主婦連合会 副会長	
奥田明子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
橋本恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮原恵子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 政治部 副部長	平成24年1月就任
飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部部長	本件あっせん・調停部会委員 平成24年1月退任
事業者委員 (4名)		
井上敏夫	東京都商工会連合会 副会長	
小川高宜	東京工業団体連合会 専務理事	本件あっせん・調停部会委員
関口史彦	東京商工会議所 理事・産業政策第二部長	平成24年1月就任
堀内忠	東京都中小企業団体中央会 専務理事	
渡邊順彦	東京商工会議所 常議員	平成24年1月退任